

公 募 公 告

南越前町が実施する教育・保育施設給食調理業務について、公募型プロポーザルを実施するため参加希望者を募集する。

令和7年10月10日

南越前町長 仲倉 典克

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業 務 名 南越前町教育・保育施設給食調理業務
(南条こども園給食調理業務、湯尾保育所給食調理業務)
- (2) 対 象 施 設 南条こども園（福井県南条郡南越前町東大道23-14-4）
湯尾保育所（福井県南条郡南越前町湯尾72-15）
- (3) 業 務 内 容 南越前町教育・保育施設給食調理業務給食調理業務プロポーザル
実施要領及び同仕様書記載のとおり
- (4) 業 務 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 契 約 金 額 委託業務に係る費用は、令和8年4月1日から令和11年3月
31日までの3年分の委託料総額とする。

2 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 保育園、幼稚園、認定こども園及び小・中学校の給食調理業務の受託実績が1年以上あること。
- (2) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。
- (3) 保育所・こども園の給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準や労働安全など労働関係法令を遵守できること。
- (4) 南越前町指名競争入札参加資格者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (6) 南越前町登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、または、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

(9) 国税または地方税を滞納していない者であること（公告日から3ヶ月以内）。

3 実施要領等の交付期間及び方法

実施要領等の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付期間 令和7年10月10日（金）から令和7年11月12日（水）まで

(2) 交付方法 9の場所で交付するほか、南越前町ホームページからのダウンロードにより交付する。

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/tyousei/708/p011208.html>

4 参加手続き等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年10月31日（金）17時まで（必着）

イ 提出先 9に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送

(2) 参加資格の確認等

2に定める参加資格要件の確認を行い、審査結果及びプレゼンテーションを実施する旨を書面で通知する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年11月12日（水）17時まで（必着）

イ 提出先 9に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送

(4) プレゼンテーション

企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日 令和7年11月18日（火）15時から（詳細については別途通知）

イ 実施場所 南越前町役場 別館第一会議室

5 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。

- エ 2案以上の企画提案をしたとき。
- オ 著しく信義に反する行為があったとき。
- カ 契約を履行することが困難と認められるとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

6 契約候補者の選定

南越前町教育・保育施設給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要領に基づき、設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者として特定する。

7 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

6において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、南越前町保健福祉課が作成する。

8 その他

- (1) 参加表明及び企画提案に係る書類の作成及び提出並びにその説明に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出書類は、契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 詳細は実施要領等による。

9 担当課（提出先・問合せ先）

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

南越前町保健福祉課 担当 武長

電 話 0 7 7 8 - 4 7 - 8 0 0 7

F A X 0 7 7 8 - 4 7 - 3 6 0 5

電子メール hoken@town.minamiechizen.lg.jp